

出水に備え、重要水防箇所を合同で巡視します！

～6市8町、地元水防団等約100名が参加予定～

吉野川・旧吉野川・今切川の重要水防箇所の合同巡視は、徳島河川国道事務所・出張所、各市町及び地元水防団等が、台風や前線等に伴う出水に備え、国管理区間の重要水防箇所について、現地の状況を確認し、情報を共有することにより、水防体制の強化を図るために行っています。

今年度の巡視は下記の行程で実施します。

1. 日 時

- ①平成22年6月10日 10:00～11:30
吉野川市・石井町に係る重要水防箇所の巡視
- ②平成22年6月10日 13:30～15:00
阿波市に係る重要水防箇所の巡視
- ③平成22年6月15日 9:00～14:40
松茂町・北島町・鳴門市・藍住町・板野町・上板町
に係る重要水防箇所の巡視
- ④平成22年6月22日 9:00～15:00
徳島市に係る重要水防箇所の巡視
- ⑤平成22年6月23日 9:00～16:00
美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町に係る
重要水防箇所の巡視
- ⑥平成22年6月25日 9:30～11:00
藍住町・上板町に係る重要水防箇所の巡視

2. 行程詳細 別紙1のとおり

3. 重要水防箇所の説明 別紙2のとおり

(参考) 昨年度の巡視状況 別紙3のとおり

平成22年 6月 7日
四国地方整備局 徳島河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「NO.6防災力向上プロジェクト」の取組に該当します

問い合わせ先
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
TEL: 088-654-2211 (代表)
副所長(河川) 松田 邦泰 内線: 204
◎河川調査課長 村田 啓之 内線: 351
◎: 主たる問い合わせ先

重要水防箇所巡視行程

① 6月10日 10:00~11:30

○吉野川市（吉野川鴨島出張所管内）

- ①時間：10:00~11:00
- ②集合場所：岩津橋下流国道192号線の路側帯上
- ③巡視箇所：吉野川市内の重要水防箇所

○石井町（吉野川鴨島出張所管内）

- ①時間：11:10~11:30
- ②集合場所：石井町河川防災ステーション
- ③巡視箇所：石井町内の重要水防箇所

② 6月10日 13:30~15:00

○阿波市（吉野川上板出張所管内：旧吉野町）

- ①時間：13:30~13:45
- ②集合場所：四国高速運輸前の堤防上
- ③巡視箇所：阿波市吉野町内の重要水防箇所

○阿波市（吉野川上板出張所管内：旧市場町）

- ①時間：13:45~14:05
- ②集合場所：大野島潜水橋堤防上下流
- ③巡視箇所：阿波市市場町内の重要水防箇所

○阿波市（吉野川上板出張所管内：旧阿波町）

- ①時間：14:05~15:00
- ②集合場所：県道鳴門池田線日開谷橋下流
- ③巡視箇所：阿波市阿波町内の重要水防箇所

③ 6月15日 9:00~14:40

○上板町（旧吉野川出張所管内）

- ①時間：9:00~9:20
- ②巡視箇所：栄橋東詰付近の重要水防箇所（旧吉野川）

○板野町（旧吉野川出張所管内）

- ①時間：9:30~9:50
- ②巡視箇所：西中富橋北詰付近の重要水防箇所（旧吉野川）

○藍住町（旧吉野川出張所管内）

- ①時間：10:00~10:20
- ②巡視箇所：藍園橋東詰（旧吉野川）

○北島町（旧吉野川出張所管内）

- ①時間：10:30~10:50
- ②巡視箇所：東市場橋南詰付近・吉野川病院南側付近の堤防（旧吉野川）

○鳴門市（旧吉野川出張所管内）

- ①時間：11:00~11:20
- ②巡視箇所：共栄橋西詰付近の重要水防箇所（旧吉野川）

○松茂町（旧吉野川出張所管内）

①時 間：11:30～11:50

②巡視箇所：長岸橋南詰付近の重要水防箇所（旧吉野川）

○松茂町（旧吉野川出張所管内）

①時 間：13:00～13:20

②巡視箇所：新広島橋北詰付近から下流にかけての重要水防箇所
（旧吉野川）

○鳴門市（旧吉野川出張所管内）

①時 間：13:30～13:50

②巡視箇所：大津町長江付近の重要水防箇所（旧吉野川）

○松茂町（旧吉野川出張所管内）

①時 間：14:00～14:40

②巡視箇所：新広島橋広島ランプ北付近の重要水防箇所（旧吉野川）
長原漁港（今切川）

④6月22日 9:00～15:00

○徳島市

○渭東地区（吉野川鴨島出張所管内）

①時 間：9:00～9:30

②集合場所：吉野川大橋南岸下流【上吉野町側】前河川敷公園

③巡視箇所：徳島市住吉地先の重要水防箇所

○川内地区（旧吉野川出張所管内）

①時 間：9:30～10:50

②集合場所：川内町金岡榎瀬川樋門付近

③巡視箇所：今切川河口付近から今切川河口堰まで

○応神地区（旧吉野川出張所管内）

①時 間：10:50～11:10

②集合場所：今切川河口堰南側道路付近

③巡視箇所：今切川河口堰から徳島市と北島町境まで

○応神地区（吉野川上板出張所管内）

①時 間：11:10～12:00

②集合場所：JR高德線下流側徳島市河川敷緑地公園内

③巡視箇所：吉野川橋から徳島市と藍住町境まで

○国府地区（吉野川鴨島出張所管内）

①時 間：13:30～15:00

②集合場所：徳島市第十堰浄水場

③巡視箇所：第十堰から鮎喰川合流点まで

⑤6月23日 9:00～16:00

○美馬市（吉野川美馬出張所管内：旧脇町）

①時 間：9:00～9:30

②集合場所：土井谷樋門下流堤防上

③巡視箇所：土井谷樋門下流～野村谷川合流地点

○美馬市（吉野川美馬出張所管内：旧美馬町）

①時 間：9:40～10:10

②集合場所：美馬橋北岸堤防上

③巡視箇所：美馬橋北岸～高瀬谷川

○三好市（吉野川美馬出張所管内：旧三野町）

①時間：10：20～10：50

②集合場所：県道鳴池線高瀬谷川西岸

③巡視箇所：高瀬谷川～孫十朗谷樋門

○東みよし町（吉野川美馬出張所管内：旧三好町）

①時間：11：00～11：30

②集合場所：サンサン生コン

③巡視箇所：サンサン生コン～小川谷川

○三好市（吉野川美馬出張所管内：旧池田町）

①時間：11：40～12：10

②集合場所：四国中央橋北岸

③巡視箇所：四国中央橋北岸から上流

○三好市（吉野川貞光出張所管内：旧井川町）

①時間：13：15～13：40

②集合場所：河川敷グラウンド

③巡視箇所：井川箇所

○東みよし町（吉野川貞光出張所管内：旧三加茂町）

①時間：13：50～14：20

②集合場所：加茂第1堤防下流端堤防上

③巡視箇所：加茂第一箇所

○つるぎ町（吉野川貞光出張所管内：旧貞光町）

①時間：14：30～15：00

②集合場所：国道192号半田町松生交差点付近

③巡視箇所：半田箇所

○美馬市（吉野川貞光出張所管内：旧穴吹町）

①時間：15：10～16：00

②集合場所：不定谷樋門付近堤防上

③巡視箇所：小島箇所・穴吹箇所

⑥6月25日 9：30～11：00

○藍住町（吉野川上板出張所管内）

①時間：9：30～10：00

②集合場所：正法寺排水機場前河川敷

③巡視箇所：藍住町内の重要水防箇所

○上板町（吉野川上板出張所管内）

①時間：10：00～11：00

②集合場所：第十堰付近河川敷

③巡視箇所：上板町内の重要水防箇所

※現地巡視状況により、予定時間は前後する場合があります。

1. 重要水防箇所とは

洪水時には、堤防が壊されたり、洪水が堤防を越えてあふれ出したりしないように、地域の水防団の方々が土のうを積むなどの「水防」活動をして、堤防を守ります。そうした事態をいち早く察知するため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区間を決めています。

2. 重要水防箇所評定基準

重要水防箇所とは洪水時に堤防が崩れたり、洪水が堤防を越えるなどの被害を受ける恐れがあり、重点的な見回りや点検が必要な箇所をいい、この重要水防箇所には、A・B・要注意の3ランクがあります。

A・Bランクは堤防の高さや大きさ、過去の災害実績などから指定され、要注意区間のランクには、工事中の箇所や新しく堤防が設置された箇所などが指定されます。

(詳細は別紙4のとおり)

3. 重要水防箇所合同巡視構成機関

今回の合同巡視を行うのは、徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、三好市、美馬市の6市8町及び地元水防団等、国土交通省徳島河川国道事務所となっています。

4. 徳島河川国道事務所管内重要水防箇所の延長について

重要水防箇所の延長は、徳島河川国道事務所管内で下記のとおりとなっています。

河川名	延長
吉野川	約 80km
旧吉野川	約 40km
今切川	約 14km

※ 河川それぞれの延長距離は重複分を含まない。

※ 吉野川の延長距離には重点区間（L=約 11km、左右岸合計値）を含まない。

昨年度の巡視状況

昨年度の合同巡視は、以下のとおり行いました。

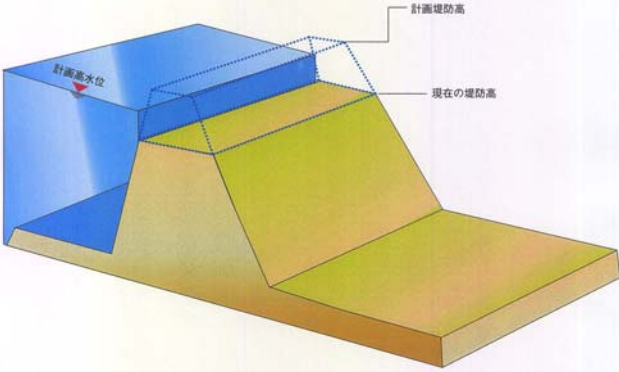
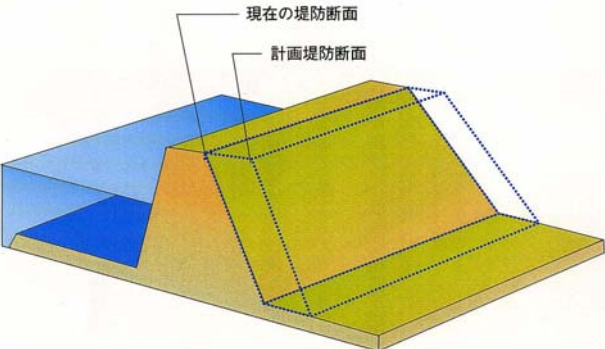
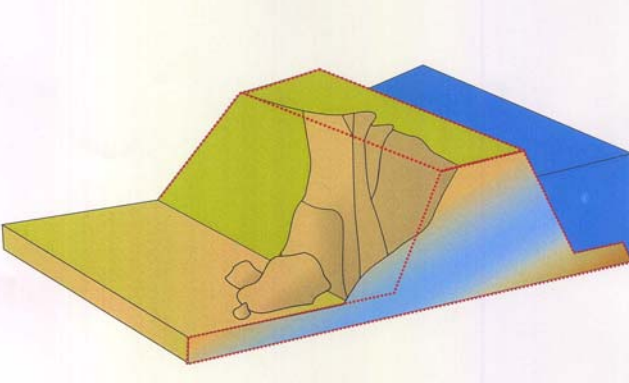
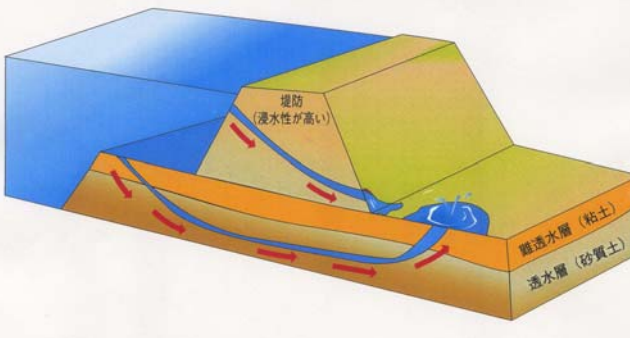
- ① 6月5日 石井町・吉野川市の重要水防箇所への巡視
- ② 6月9日 藍住町・阿波市・上板町の重要水防箇所への巡視
- ③ 6月10日 松茂町・北島町・鳴門市の重要水防箇所への巡視
- ④ 6月11日 美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町の重要水防箇所への巡視
- ⑤ 6月15日 徳島市の重要水防箇所への巡視

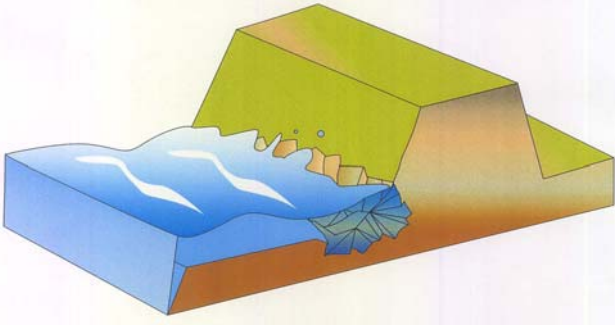
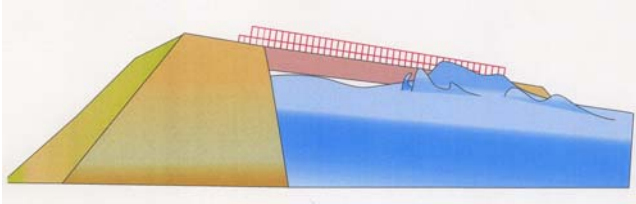


重要水防箇所の評価基準（参考）

重要水防箇所を評価する基準は、大きく次の6つの項目に分けられます。これらの項目に該当し、洪水時に被災を受ける可能性の高い区間を”重要水防箇所A”、Aほどではないが被災を受ける可能性がある箇所が”重要水防箇所B”に指定されます。

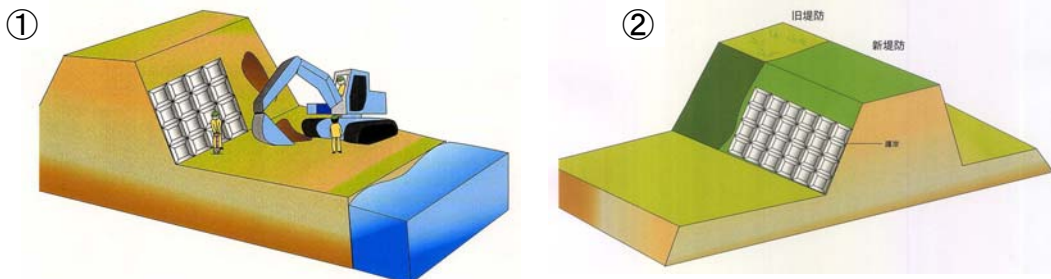
重要水防箇所の評価基準

堤防高	堤防断面
 <p data-bbox="151 1081 786 1160">堤防の高さが、計画高水流量規模の洪水に耐えられる基準を満たしていない。</p>	 <p data-bbox="813 1081 1449 1160">堤防の大きさが、計画高水流量規模の洪水に耐えられる基準を満たしていない。</p>
法崩れ・すべり	漏水
 <p data-bbox="151 1765 786 1989"> ① 法崩れやすべりの実績があり、対策が終了していない箇所。 ② 堤防の土質等や堤防の基礎地盤から見て、法崩れやすべりが発生する恐れがある箇所で、所定の対策が未対策。 </p>	 <p data-bbox="821 1742 1457 1966"> ① 漏水の実績があり、対策が終了していない箇所。 ② 堤防の土質等や堤防の基礎地盤から見て、漏水が発生する恐れがある箇所で、所定の対策が未対策。 </p>

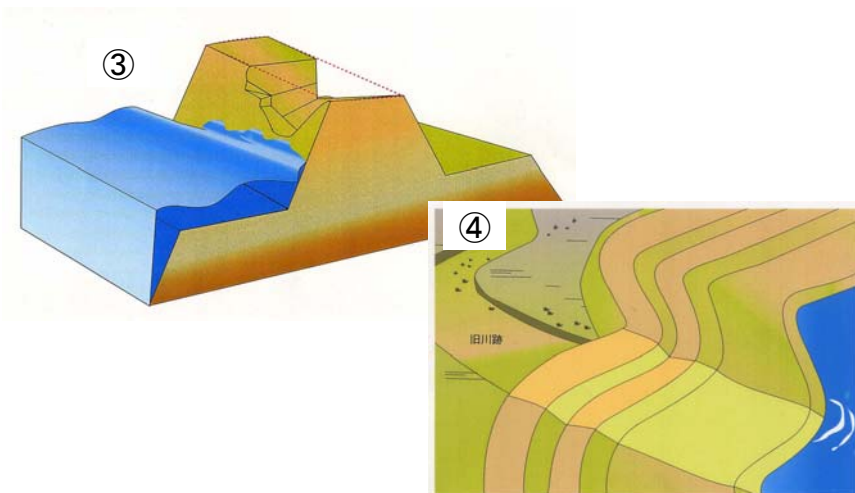
水衝・洗掘	工作物
 <p>① 流水の影響を受け、堤防前面の河床が洗掘されていて対策がなされていない箇所。</p> <p>② 橋台などの工作物の突出している所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損している箇所。</p>	 <p>堰・橋梁・樋管などの工作物が洪水の流下の妨げとなる箇所。</p>

その他に次の項目に該当する区間は、「要注意区間」に指定されます。

- ① 出水期間中に堤防を開削する工事をする箇所
- ② 新堤防で築造3年以内の箇所



- ③ 破堤跡 過去に破堤した実績がある箇所。
- ④ 旧川跡 昔は川だったところを締め切って、堤防を設置した箇所。
- ⑤ 陸閘がある箇所 道路等と交差する河川堤防の高さを下げ、洪水時はこれを板材（角落し）で締め切る構造物。暫定的構造物である。



角落し設置イメージ

- ⑥流下能力不足 堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所
- ⑦開口部 道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所